

# 株式会社海産物松村 行動計画

(次世代育成支援対策支援法・女性活躍推進法一体型)

社員がその能力を発揮し、ワークライフバランスの調和とキャリア形成を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日 ～ 令和11年9月30日までの 5年間

## 2. 内容

目標1：育児・子育て及び介護に関する制度について規程の改定、周知するとともに、相談窓口を設置し、ワークライフバランスの実現を目指す  
【次世代】

### <対策>

- 令和6年10月～ 育児・子育て及び介護に関する制度に対し、ワークライフバランスを実現するために必要な制度について、従業員へヒアリングを行う
- 令和7年 3月～ 従業員へのヒアリング内容を規程に落としこむとともに相談窓口の設置について検討し、従業員へ周知する
- 令和7年 3月～ 育児・子育て及び介護に関する制度について規程の改定、周知ポスターの作成に着手する

目標2：年次有給休暇の取得促進による職場環境と家庭生活のワークライフバランスの調和のための雇用環境整備を行う。  
年次有給休暇の取得率を50%以上とする【次世代・女性活躍】  
式：総取得日数／総付与日数×100(%)

### <対策>

- 令和6年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年11月～ 計画的な取得に向けて、従業員との調整を行う
- 令和6年11月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得促進を図る